

①協力施設募集のイメージ

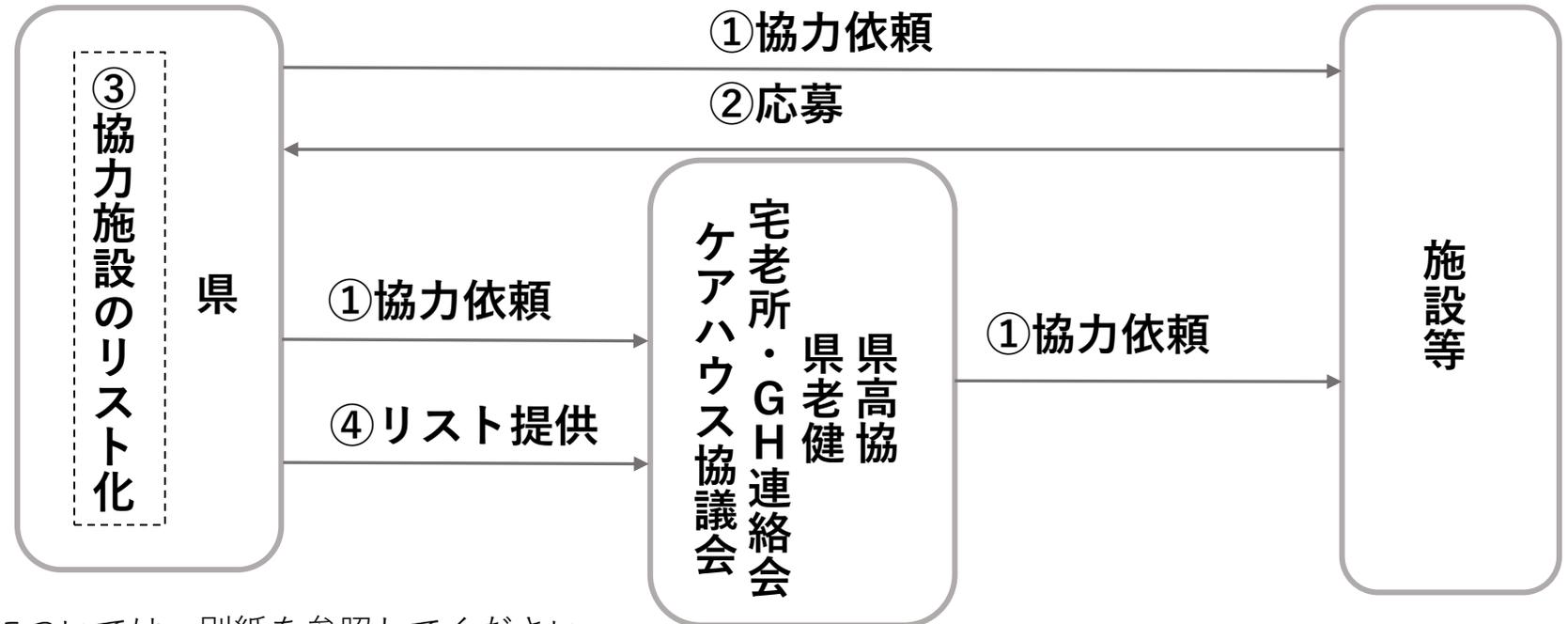
○ 以下のようなケースの際に協力が得られる施設等を募集

・ 入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し職員が不足する場合において、当該施設等の利用者にサービスを提供するための職員派遣等に協力する施設等

※ GHや有料老人ホーム等で発生した場合についても職員派遣先に含みます。

※ 協力が得られる施設等は県でリスト化し、県高齢者福祉事業協会（特養・養護・軽費老人ホーム等が対象）、県介護老人保健施設協会（老健等が対象）、宅老所・GH連絡会、ケアハウス協議会に提供します。

募集フロー（イメージ）

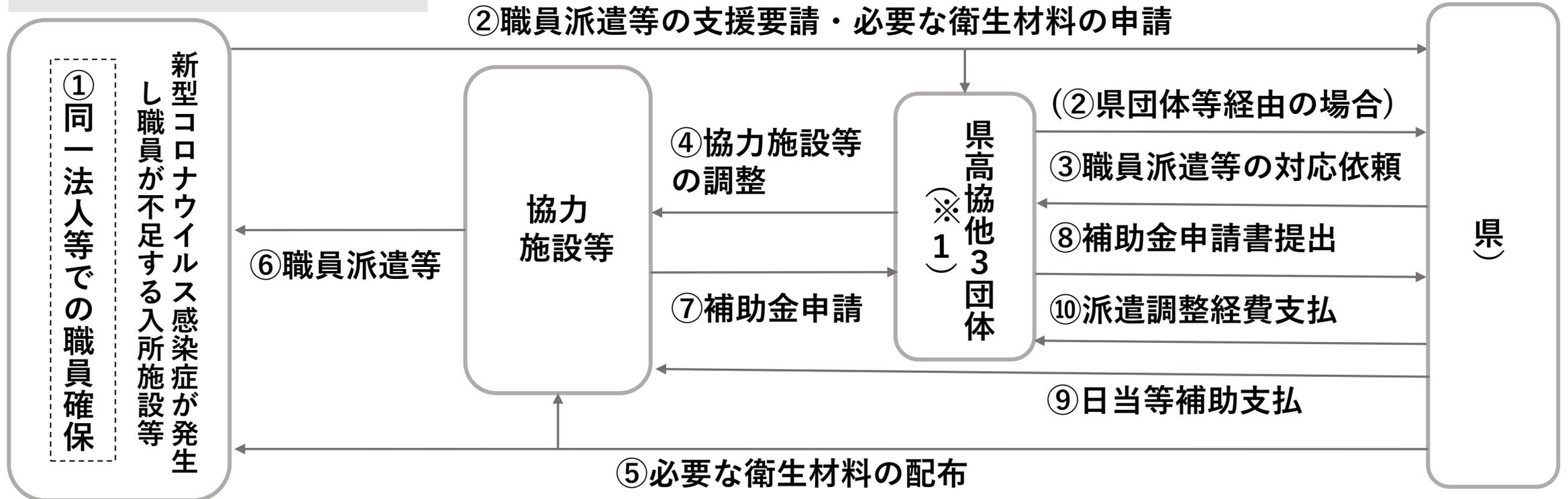


※ 協りに当たっての前提要件については、別紙を参照してください。

②施設に係る協力フロー（イメージ）

- 入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・同一法人で対応をしたにもかかわらず職員が不足する施設等は、県に対して職員派遣等の支援を依頼（県高協等経由も可）
- 県は、当該施設等の種別に応じて、県高齢者福祉事業協会（特養・養護・軽費）、県介護老人保健施設協会（老健）、宅老所・GH連絡会、ケアハウス協議会、協力施設等に職員派遣等の対応を依頼する。

協力フロー（イメージ）



※1 高齢者団体を通じて協力施設等からの職員派遣等を調整する場合。県が直接団体等の未加盟施設に支援を依頼することもあり得る。

※2 衛生資材は感染者が発生した施設等のものを使用することを優先し、足りない場合に県が必要な衛生資材を配布する。